

物件設置（撤去）許可申請の手引き

【1】物件設置（撤去）許可申請について

公共汚水樹の増設、移設、撤去、改良等の行為の許可を受けようとする者は申請が必要です。
また、これらの行為に係る費用は、すべて自己負担となります。

【2】申請手続

1. 申請書の作成

- 1) 提出部数 : 1 部
- 2) 提出書類 * 物件設置内容等により次の書類を添付する。

必須書類

- ① 物件設置(撤去)許可申請書：【記載例】を参考のこと。
- ② 位置図：申請箇所を赤で明記（方位、目印となる施設等を記入 * 縮尺は任意）
- ③ 平面図：物件の位置、寸法、部材名、公道からの距離、隣地からの距離などを明記すること。
樹の設置位置は官民界から1.0m以内とする。
- ④ 横断図：物件の位置、寸法、部材名、境界からの距離などを明記すること。
土被り厚さは1.2m以上を標準とする。
- ⑤ 舗装復旧図：仮復旧、本復旧の範囲、寸法がわかるように平面図及び断面図を作成
市道については【P.6 復旧参考資料】に記す復旧厚、幅を確保すること。
疑義が生じた場合は本市道路管理者と協議すること。
国道、県道については、栃木県鹿沼土木事務所と協議すること。
- ⑥ 現況写真：申請箇所が確認できる写真を添付すること。
(道路仮復旧、本復旧の範囲、寸法を明記)

必要に応じ添付する書類

- ⑦ 縦断図：本管を施工する場合は作成すること。
- ⑧ 構造図：マンホール、副管、等必要に応じ図面を作成すること。
- ⑨ 材料承認：本管設置の場合、または特殊材料を使用する場合に添付すること。
(通常の公共樹の設置のみの場合は不要)
事業計画区域外から流入させる場合は、「区域外下水道放流許可申請書」の提出が必要となる。

* 図面の内容が確認できるものであれば、1枚に集約可能。

2. 許可書の交付

- 1) 物件設置(撤去)許可が決定次第、許可書を交付する。
- 2) 物件設置(撤去)許可及び許可の条件を遵守するよう工事担当者に周知徹底すること。
- 3) 申請内容に変更が生じる場合は、速やかに協議すること。

3. 工事着工届

道路占用（使用）申請は許可決定まで日数を要するので、余裕をもって道路管理者に申請すること。

4. 工事完了届検査

- 1) 工事完了後は、工事完了届と完成図書等を提出。検査により手直しを指摘された場合は、速やかに是正方法を協議し手直し工事を実施のうえ再検査を受けること。

〔完成図書〕

- ・ 物件設置完了届
 - ・ 写真（着手前～各工種毎施工状況～完成）【P.3 施工写真撮影要領】を参照すること。
 - ・ 完成図面（計画に対する出来形の数値を赤字で記入） ※スケール等により出来形を確認できるようにすること。
- 2) 工事完了届は、舗装本復旧完了後に提出すること。
 - 3) 開発行為の場合は、開発本体の検査時もしくはその前後に実施するので、事前に完成図書を提出のうえ日時を確認すること。

【3】その他

- ・ 取付管撤去について、【P5. 取付管撤去標準工法図】を参考に、支管をキャップ止めを行い、コンクリート防護 360° 巻とすること。

【施工写真撮影要領】

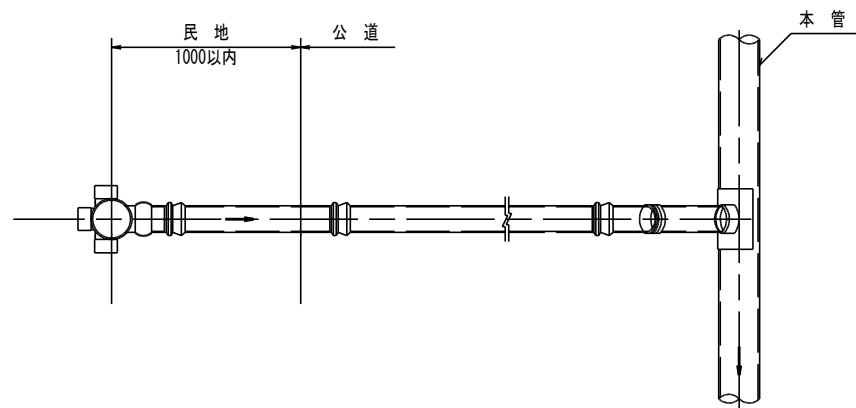
	工 種	項 目	撮 影 内 容	撮影箇所	留 意 事 項
一 般	現場状況	着手前	全景または部分	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	同一方向から撮影すること
		完成後	全景または部分 仮復旧、本復旧		
管渠工 (開削)	土 工	掘削	掘削状況（幅、深さ）	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと 箇所ごと	埋戻し厚は各層20cm以内とすること （※県占用は15cm以内）
		埋戻	各層ごとの埋戻し状況、転圧状況		
		構造物下	埋戻し、転圧状況等		
	基礎工	状況	基礎の幅、厚さ	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	管まわりの突き固め
マンホール設置工	土 工	掘削	掘削状況（幅、深さ）	箇所ごと 構造物下の埋戻し、転圧状況等は全箇所	埋戻し厚は各層20cm以内とすること （※県占用は15cm以内）
		埋戻	各層ごとの埋め戻し状況、転圧		
	基礎工	状況	基礎の幅、厚さ	箇所ごと	
	据付工	据付状況	据付状況 据付後	箇所ごと	鉄蓋設置状況
汚水枳及び取付管工	土 工	掘削	掘削状況（幅、深さ） 人力掘削部状況	箇所ごと 構造物下の埋戻し、転圧状況等は全箇所	埋戻し厚は各層20cm以内とすること （※県占用は15cm以内）
		埋戻	各層ごとの埋戻し状況、転圧状況 川砂水締状況		
	基礎工	状況	基礎の幅、厚さ	箇所ごと	
	据付工	据付状況	本管削孔状況 据付状況 据付後 汚水枳の深さ	箇所ごと	防護蓋がある場合は据付後
仮設工	土留工	設置撤去	設置状況 撤去状況	適宜	
	保安状況	状況	看板設置状況 交通誘導員配置状況	適宜	
路盤工	路盤工	施工管理	施工状況 各層転圧状況 厚さ管理 面積管理	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	施工厚は各層15cm以内とすること
舗装復旧工	仮復旧工	施工管理	施工状況 乳剤散布状況 同 完了状況 転圧状況 厚さ管理 面積管理	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	施工厚は歩道が3cm、車道が5cmとする
	本復旧工	施工管理	施工状況 乳剤散布状況 同 完了状況 転圧状況 厚さ管理 面積管理	スパン中央部 1箇所または 箇所ごと	道路占用条件を遵守した写真管理 県道歩道部は5cmとなる場合があるため注意

汚水枳及び取付管構造図 縮尺 1:20

参考図

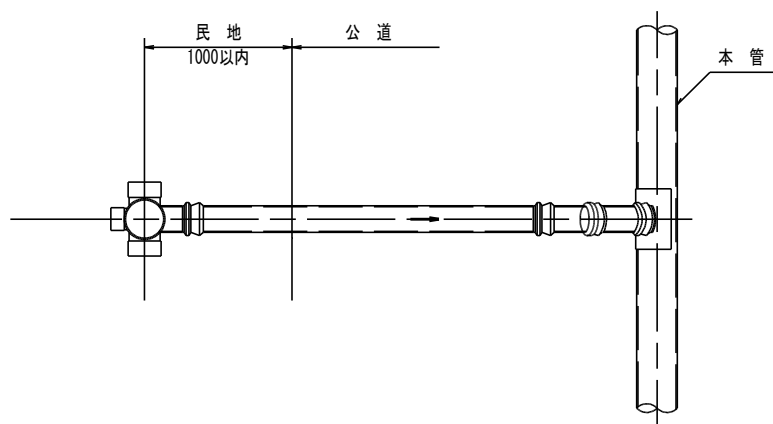
横 型

平面図

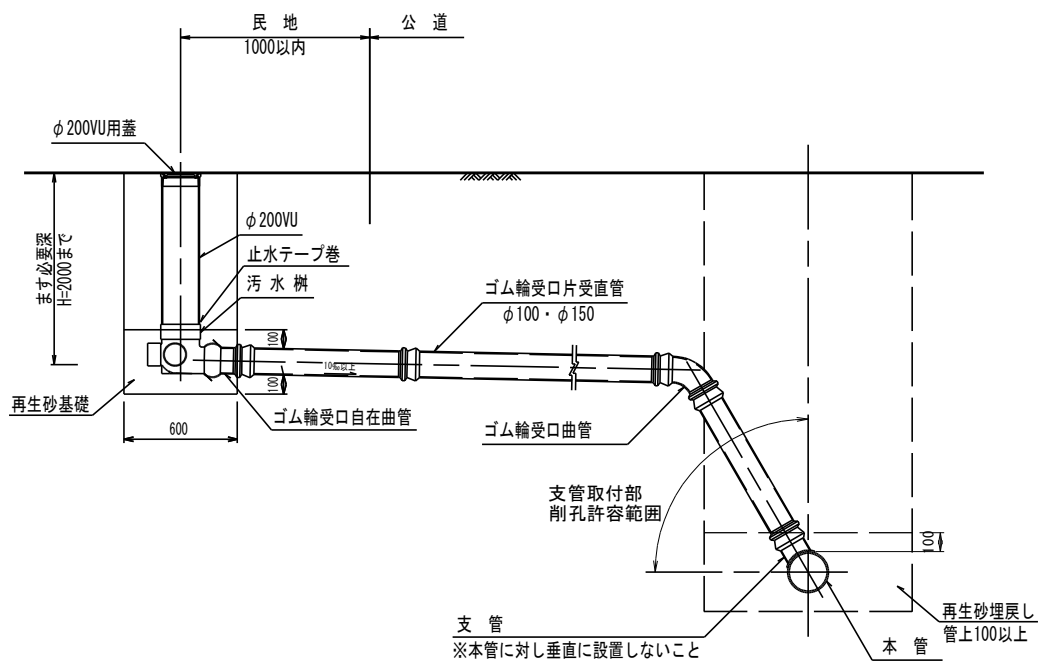


縦 型

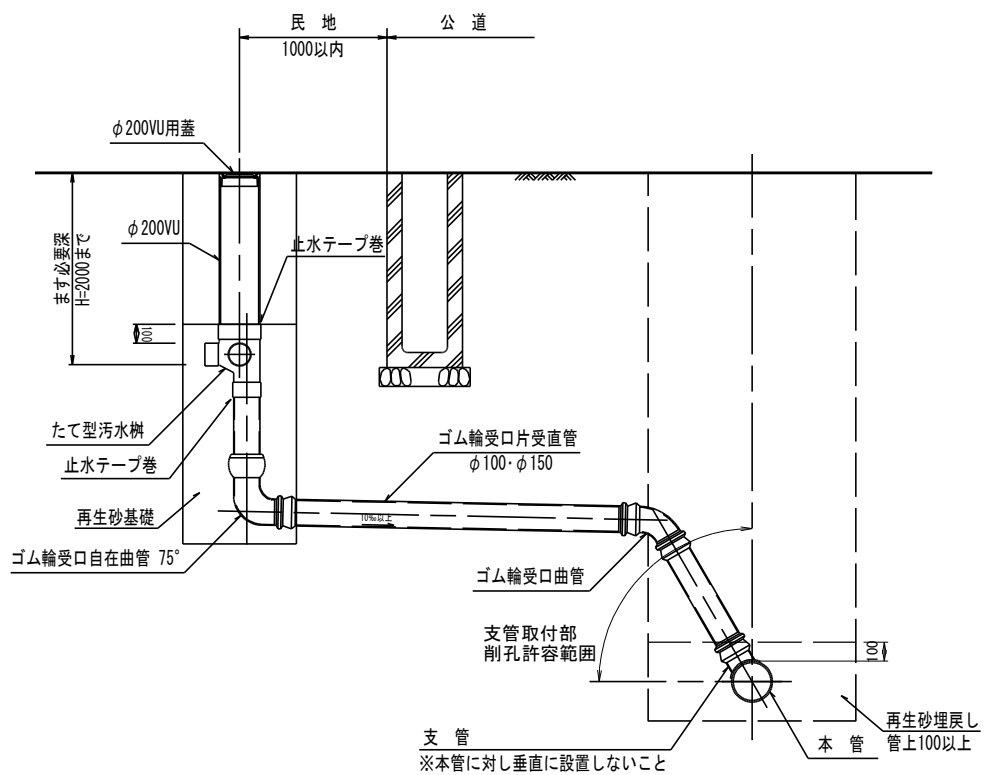
平面図



断面図



断面図



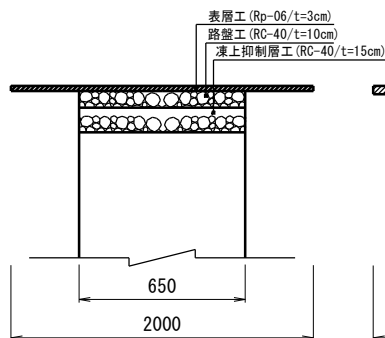
舗装復旧図

S=1:20

現況が砂利道の場合は指定区分の路盤のみを施工すること。

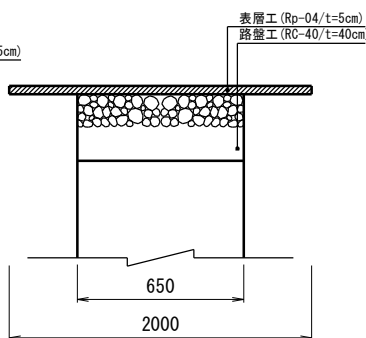
A 復旧(歩道)

(国道・県道・市道)



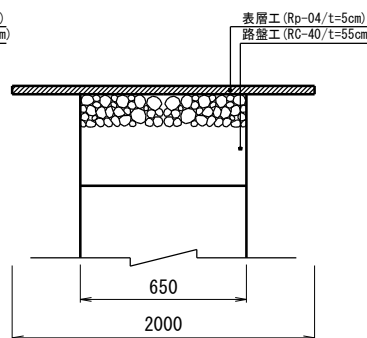
B 復旧(車道)

(市道：幅員5.0m以下)



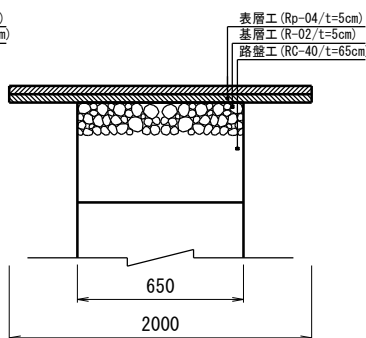
C 復旧(車道)

(市道：幅員5.0m超)



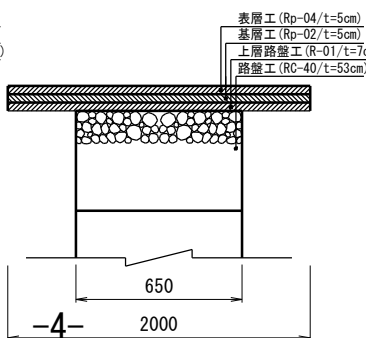
D 復旧(車道)

(市道：4車線以上)



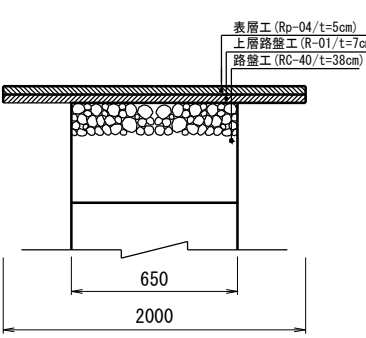
E 復旧(車道)

(国道・県道：A)



F 復旧(車道)

(国道・県道：B)

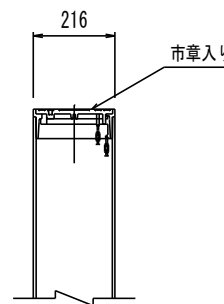


※留意事項※

- ・ ます設置位置は官民界から1m以内とすること。
- ・ 接着継手を用いる場合は止水テープ巻きとすること。
- ・ 掘削深が1.5mを超える場合は土留を設置すること。

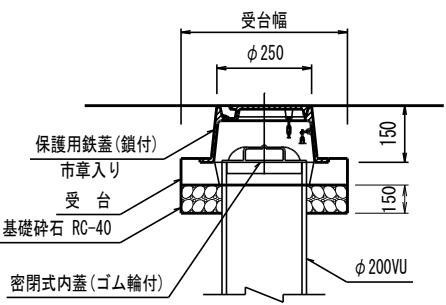
塩ビ製蓋

縮尺 1:10



保護用鉄蓋

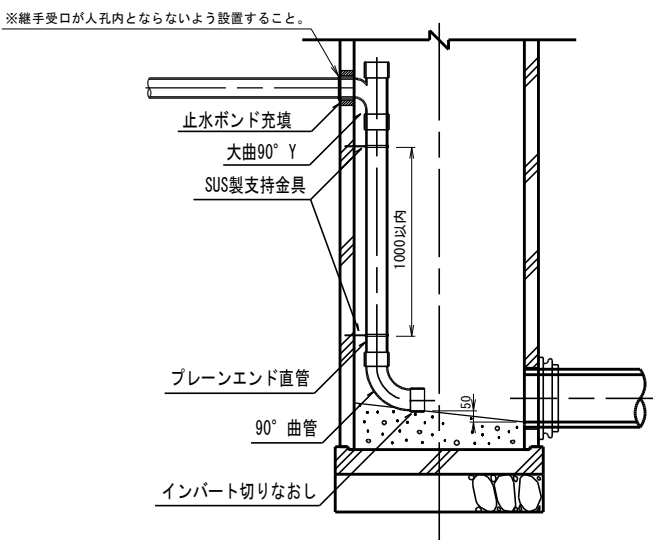
縮尺 1:10



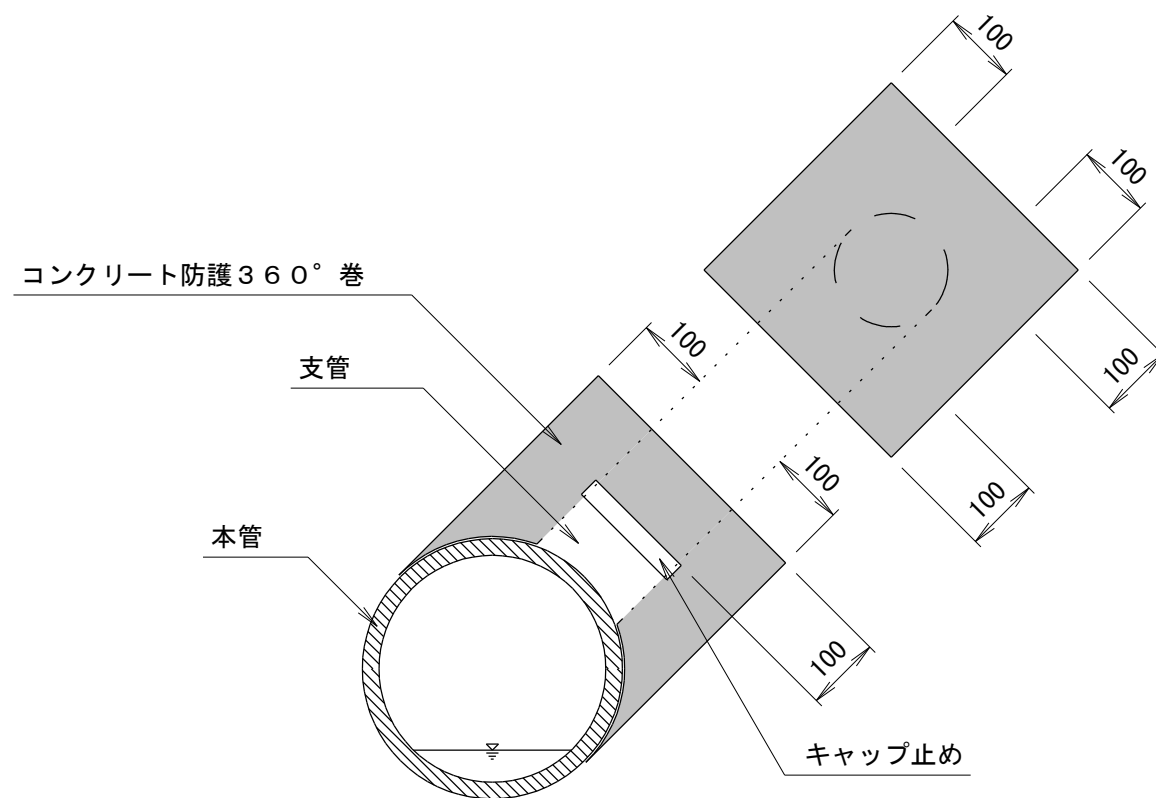
内副管詳細

縮尺 1:20

(枳取付管の場合のみ)



取付管撤去標準工法図



市道復旧参考資料

道路別仮復旧断面一覧表

道 路 種 別		表 層 密粒 A s	砕 石 R C 40	備 考
A	歩 道	3 cm	2 5 cm	路盤10cm 凍上抑制層15cm
B	車 道 幅 員 5 m 以 下	5 cm	4 0 cm	
C	5 m を 超 え る 道 路 又 は 2 車 線 道 路	5 cm	5 5 cm	
D	4 車 線 道 路 以 上	5 cm	7 0 cm	

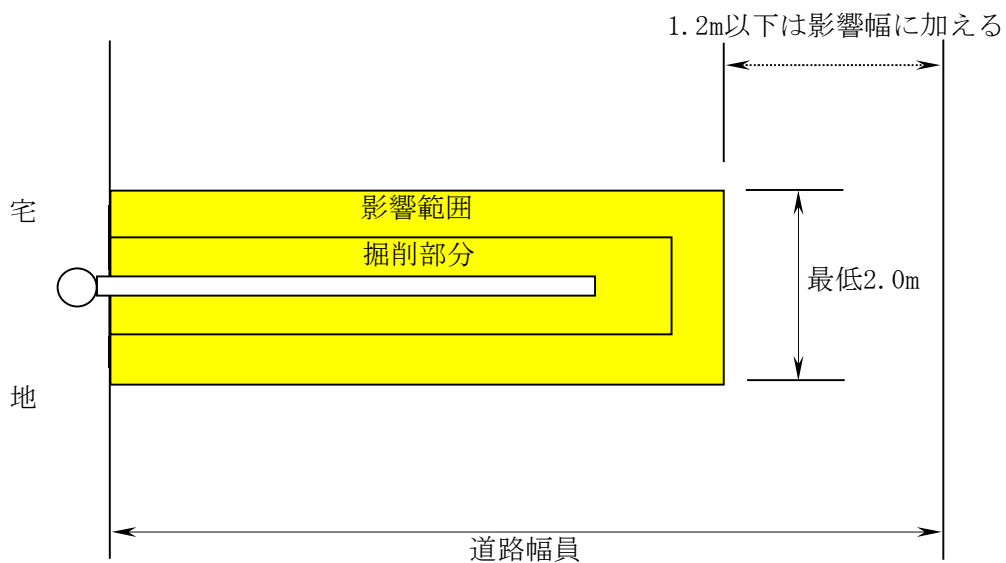
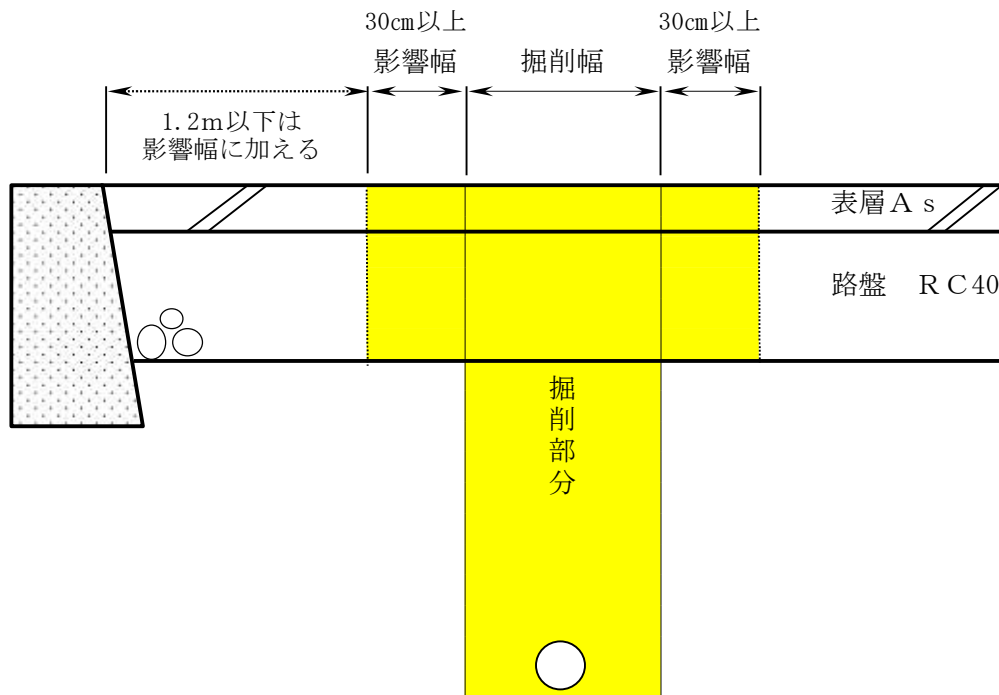
道路別本復旧断面一覧表

道 路 種 別		表 層 密粒 A s	基 層 粗粒 A s	不陸整正 補足材 R C - 40
A	歩 道	3 cm	—	3 cm
B	車 道 幅 員 5 m 以 下	5 cm	—	3 cm
C	5 m を 超 え る 道 路 又 は 2 車 線 道 路	5 cm	—	3 cm
D	4 車 線 道 路 以 上	5 cm	5 cm	3 cm

(注意)

1. 下の路線については、上表道路種別のDを適用すること。
市道0001号線 市道0004号線(都市計画道路3・3・201流通団地東通り) 市道0013号線(都市計画道路3・5・204千手通り) 市道0014号線 市道0017号線(都市計画道路3・4・2南大通り) 市道0018号線(都市計画道路3・5・203末広通り) 市道0019号線(都市計画道路3・4・206鹿沼駅西通り) 市道0020号線 市道0022号線 市道0029号線 市道0032号線 市道0347号線(都市計画道路3・4・205東武駅前通り) 市道0349号線(都市計画道路3・4・209流通団地中央通り) 市道5003号線 市道7345号線 市道0103号線 市道0104号線 市道¥025号線(西中核) 市道¥027号線(西中核) 市道¥330号線(西中核) 市道¥777号(西中核) 市道0328号線(改良済区間) 市道0344号線 市道7591号線 市道7592号線
2. 本復旧に関する影響範囲については、【P.6 舗装本復旧参考図】を参照し決定すること。
3. 上表道路種別のA, B, C, Dの復旧断面図は【P.7 道路別復旧断面図】を参照すること。
4. 埋め戻しに使用する発生土は、掘削時に発生する従前の路盤材、砂質土、礫質土等の良質なものを使用すること。
5. 埋め戻しは、1層15cm以内とし、各層毎に十分な転圧を行うこと。
6. 仮復旧については、特別な事情がない限り即日復旧すること。
7. 掘削時に消去した区画線や路面表示の復旧をすること。
8. 道路管理者へ提出する道路占用許可申請書に必ず復旧断面図を添付すること。

舗装本復旧参考図



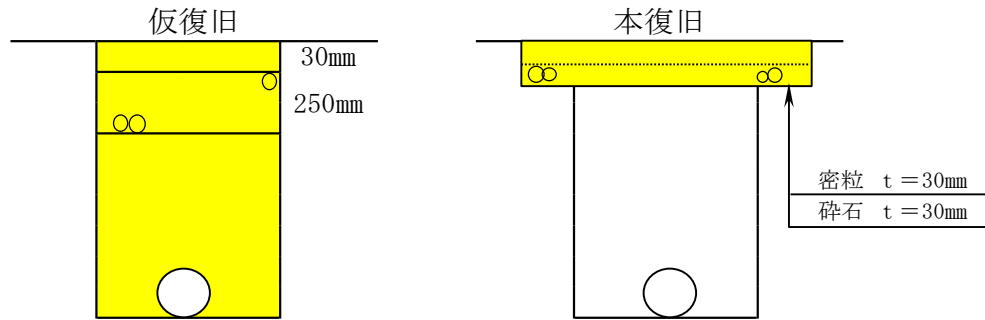
(注意)

1. 影響幅は30cmを標準とする。ただし、30cmを超える部分に影響が見られる場合には、影響部分まで復旧すること。また、路肩までの舗装幅が1.2m以下の場合には、影響幅に加えること。
2. 道路横断占用部の本復旧幅は、最低2.0mとする。

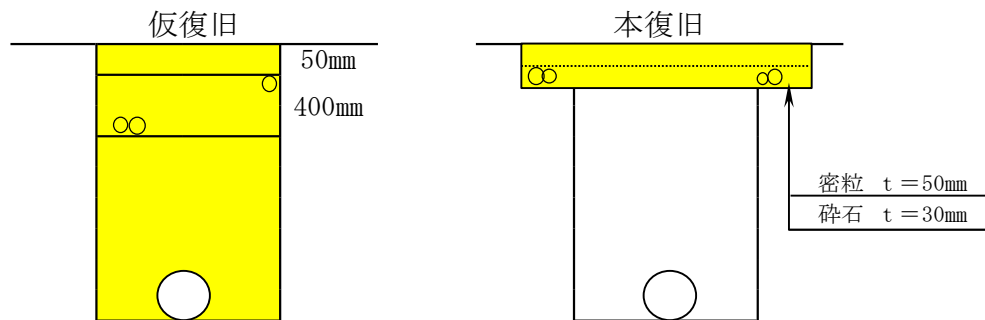
: 復旧部分

道路別復旧断面図

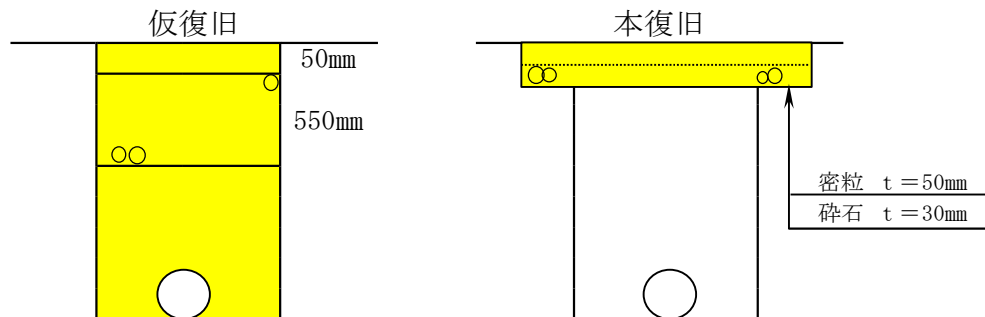
A 断面



B 断面



C 断面



D 断面

